

三重県建築士会二級・木造建築士免許登録実務経験審査会規程

(適用)

第1条 国土交通大臣の定める建築に関する実務経験（以下「実務経験」という。）の審査に係る事務については、建築士法及びこれに基づく命令によるほか、この規程の定めるところによる。

(組織構成)

第2条 実務経験の確認に当たって、実務経験に該当するかどうかの審査を適正に行うため、一般社団法人三重県建築士会（以下「建築士会」という。） 試験・定期講習実施部会（以下「部会」という。）の下に、三重県建築士会 建築士免許登録実務経験審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、審査会会長、審査会副会長、審査会員、事務局長の5名をもって組織する。

3 審査会会長は、部会の部会長が務める。部会長に事故等の事情がある場合は、審査会副会長がその職務を代理する。

(審査会員)

第3条 審査会員は、実務経験に関する知識及び経験を有し、かつ、審査会員としてふさわしい者を正会員の中から審査会会長が指名する。

2 審査会員は、その職務の執行に当たって、厳正かつ公正を旨とし、不正行為のないようにしなければならない。

3 審査会会長は、審査会員が次のいずれかに該当する場合は、審査会員を解任する。

一 職務上の義務違反その他審査会員としてふさわしくない行為があったとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(秘密保持義務)

第4条 審査会員は、実務経験の審査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(招集)

第5条 第2条に定める審査会は、審査会会長が招集する。

(庶務)

第6条 第2条に定める審査会の庶務は、建築士会の事務局において処理する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

三重県建築士免許登録実務経験審査会

審査会	審査会会長（試験・定期講習実施部会部会長）	1 名
	審査会副会長	1 名
	審査会員	2 名
	事務局長	1 名

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 12 月 9 日より施行する。
- 2 この規程（第 1, 2, 3, 4, 5 条）の改正は、令和 8 年 5 月 30 日より適用する。
- 3 第 7 条（改廃）を追加し、令和 8 年 5 月 30 日より適用する。